

公職選挙法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 参照条文

○公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十八年四月十三日法律第二十五号）（抄）

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九十七条の二の改正規定並びに次条第二項及び附則第三条の規定は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

○公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十八年十二月二日法律第九十三号）（抄）

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。